

金沢市コンベンション誘致推進事業補助金の交付手続きについて

1. 金沢市への要望手続き

- ・コンベンション開催年度の前年度の8月頃に、(公財)金沢コンベンションビューローのHPや説明会等を通じて、要望手続きのご案内をいたします。
 - ・コンベンション開催者は、コンベンション開催年度の前年度の9月末日頃までに、要望書を提出してください。
 - ・提出された要望書に基づき予算化がなされた場合は、コンベンション開催年度の4月以降、そのコンベンションの補助金を担当する部署より、当該予算額について内示通知をいたします。
 - ・内示額が補助金額の上限となることにご留意ください。
- (注) 内示通知は、交付の決定や金額の確定をするものではありません。
これらは後に提出いただく申請書類を審査の上、決定されます。

2. 金沢市への申請手続き

- ・コンベンション開催前に、石川県への申請手続きを完了し、交付決定の通知を受けてください。
- ・コンベンション終了後、内示通知を発行した金沢市の担当部署へ申請手続きを行ってください。

【提出書類】

(共通)

- ① 「補助金交付申請書」 (金沢市様式)
 - ② 「誓約書」 (金沢市様式)
 - ③ パンフレット、プログラム等 (コンベンションの概要がわかるもの)
 - ④ 参加者名簿 (参加者が居住する国名、都道府県名がわかる名簿である必要があります。))
 - ⑤ 当日の実績写真 (写真4枚程度をA4用紙1枚にまとめてください。)
 - ⑥ 石川県が発行した「補助金交付決定通知書」の写し
 - ⑦ 「請求書」 (金沢市書式)
 - ⑧ 請求書に記載した振込先口座の銀行通帳の写し (表紙とその次のページ)
- ※申請者名と異なる名義の銀行口座への振込みを希望する場合は、別途、委任状が必要です。

(国際コンベンションの適用を受ける場合)

- ⑨ 参加者募集に係る書類、HP等の写し (日本国外に参加者募集を行っていることがわかるもの)

(シャトルバス補助を受ける場合)

- ⑩ シャトルバス運行ルート図
- ⑪ シャトルバス運行経費の請求書又は領収書の写し
- ⑫ シャトルバス運行の実績写真

※ 申請手続きに係る書式は、(公財)金沢コンベンションビューローのHPからダウンロードしてください。

※ 申請書類の提出にあたっては、事前に作成した書類をFAX又はメール等で担当部署へ送付いただき、チェックを受けていただくと手続きがスムーズになります。

3. その他

- ・申請後、審査の結果適当と認められる場合は、「補助金の交付決定及び額の確定通知書」を送付します。
- ・「補助金の交付決定及び額の確定通知書」が届いてから約1ヶ月で当該補助金が振り込まれます。

■ 要望書提出・お問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市 観光政策課 観光係 TEL:076-220-2194 FAX:076-260-7191

Email:kankou@city.kanazawa.lg.jp